

# 北野田公園除草業務委託仕様書

## 1 実施箇所

- (1) 所在 秋田市河辺北野田高屋字小高地内（別図参照）
- (2) 面積 16,055 m<sup>2</sup>

## 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで

## 3 業務内容

- (1) 除草した草等は、公園外に搬出のうえ、乾燥させてから適正に処分すること。
- (2) 道路等に散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。
- (3) 立木、遊具の周りを除草する際は、傷をつけないように配慮して作業すること。
- (4) 作業の日程等は、事前に担当職員と協議すること。

## 4 経費の負担区分

除草業務遂行上必要な機器等は、乙（受託者）の負担とする。

## 5 完了報告

- (1) 作業を完了した時は、担当職員の確認を受けること。
- (2) 全ての業務完了後、作業状況が確認できる写真を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。

## 6 その他留意事項

- (1) 公園利用者等の安全確保に努めること。
- (2) 除草の際は、小石等が飛散する場合がありますので、注意して作業を行うこと。
- (3) 業務は、関係法令等に基づき実施すること。
- (4) 作業中に危険箇所を発見した場合は、担当課に連絡するとともに、速やかに安全を確保し、適切な処置をすること。
- (5) その他業務実施にあたり必要な事項は、甲（秋田市）乙（受託者）協議のうえ処理するものとする。

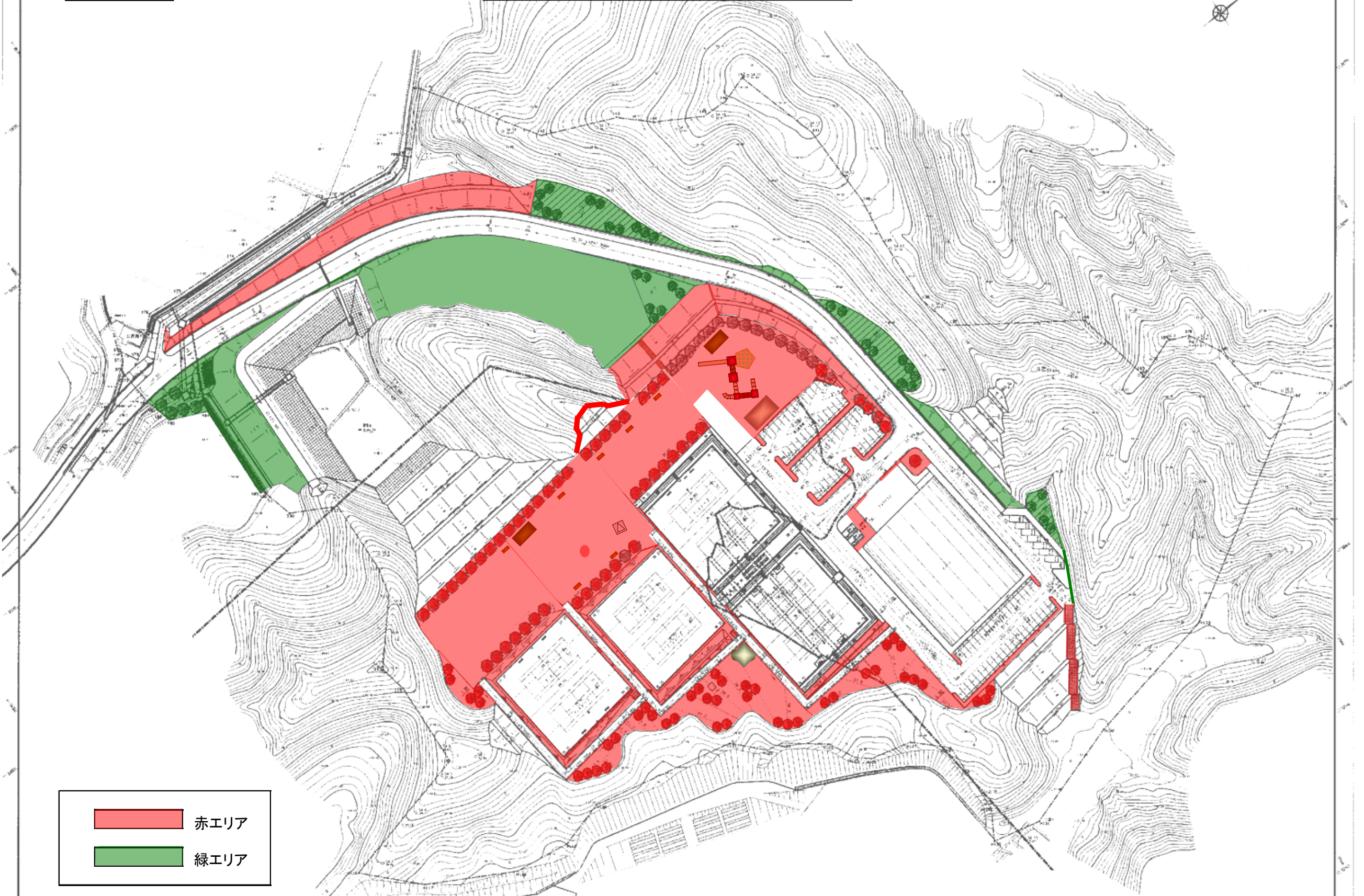
## 7 作業工程



別図の赤と緑のエリアごとに、次のとおり3回ずつ作業を行う。

- (1) 1回目は6月下旬までに実施する。
- (2) 2回目は8月中旬までに実施する。
- (3) 3回目は9月下旬までに実施する。

別 図

北野田公園除草施工位置図



	赤エリア
	緑エリア

S=1/500